

平成26年3月17日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うことになりましたので、お知らせします。

記

指名停止 業者名	(株) サンテック九州支社 (福岡市中央区平尾1-8-24)	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年5月16日まで 2か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項(別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為) 該 当	関西電力発注の特定架空送電工事において、受注価格の低落防止及び受注 機会の均等化を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予 定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の 取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年1月31日、 公正取引委員会から独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反 する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命 令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため の措置。		
指名停止 業者名	川北電気工業(株)九州支社 (福岡市中央区薬院1-6-13)	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年5月16日まで 2か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項(別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為) 該 当	関西電力発注の特定架空送電工事において、受注価格の低落防止及び受注 機会の均等化を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予 定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の 取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年1月31日、 公正取引委員会から独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反 する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命 令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため の措置。		
指名停止 業者名	住友電設(株)九州支店 (福岡市博多区下川端1-1)	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年5月16日まで 2か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項(別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為) 及 び第4条第3項、第 5条(2) 該当	関西電力発注の特定架空送電工事及び特定地中送電工事において、受注価 格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、他の業者と共同して受注予 定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益 に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから平 成26年1月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条、不当な取引制 限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規 定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金 納付命令を受けたための措置。		

指名停止 業者名	(株) きんでん九州支社 (福岡市博多区祇園7-20)	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項(別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為) 及 び第5条の(2)該当	関西電力発注の特定架空送電工事及び特定地中送電工事において、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年1月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたための措置。		

指名停止 業者名	(株) 栗原工業九州支店 (福岡市博多区下呉服町2-29)	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年9月16日まで 6か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項(別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為) 及 び第5条(2)(3) 該当	関西電力発注の特定架空送電工事及び特定地中送電において、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、他の業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年1月31日、公正取引委員会から独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたための措置。		



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当： 契約管財課

契約検査班 谷口修二

電話：0957-63-1111 (内線 263)

E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp